

第17回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善群馬県

地方協議会 議事概要

【日時】

令和8年2月6日（金） 14:00～16:00

【場所】

群馬県交通運輸会館 2階 第2研修室

【出席者】

出席者名簿参照

I. 開会

（群馬労働局 橋口労働基準部長）

本日は大変お忙しい中、本協議会へご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には平素から労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

群馬労働局におきましては、労働行政の各施策に取り組んでいるところでございますが、働き方改革におきましては、時間外労働の上限規制や労働時間の改善基準の理解促進への取組みが一層進むよう、説明会の開催、また、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等ついて荷主等への要請を実施するなど、長時間労働の抑制、また過重労働による健康障害防止への取組みなどを行っているところでございます。

群馬労働局といたしましては、誰もが健康で安心して働くことのできる職場づくりに取り組んで参ります。今後とも皆様と連携を密にしながら、各取組みを効果的に推進して参りたいと思っておりますので、引き続きご協力の程、よろしくお願いたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

（関東運輸局 皆川自動車交通部次長）

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政の各般にわたりまして、ご理解ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は委員であります藤田局長に所用がございましたので、代理で出席をさせていただいております。僭越ではございますが、ご挨拶させていただきます。

さて、「2024年問題」は一過性のものではなく、2030年に向け、人手不足はより一層厳しさを増すことが見込まれております。一昨年、昨年と、取引環境の適正化や、ドライバーの賃上げに向けて、次々と法改正が行われ、着々と取組みが進んでまいりました。

さらに、この1月には取適法が施行され、4月にはトラック適正化二法の一部施行、改正物流法が全部施行となります。関東運輸局としましては、関係機関と連携し、周知浸透に取り組んで参ります。

また、目まぐるしく変わる事業環境の変化の中、本年4月に予定されている軽油引取税の暫定税率の廃止が、不当な運賃値下げとならないよう荷主等に要請するなど、トラック運送事業者の皆様が安心して事業環境の改善に取り組んでいただける環境づくりを進めて参ります。

また、トラック・物流Gメンの取組みにつきましては、後程、担当より詳しく説明させていただくところですが、昨年10月・11月を集中監視月間とし、取組みを強化しました。関東運輸局として、荷主等への是正指導では、期間中に129件の働きかけと1件の要請を実施いたしました。

なお、要請につきましては、長時間の荷待ちに関する情報が繰り返し寄せられていた荷主に対し、現地調査やヒアリングを実施のうえで要請を実施いたしました。今後、対象企業の改善に関するフォローアップをGメンが引き続き対応して参ります。是正指導以外の取組みでは、公正取引委員会や労働局等と合同で、計25回のパトロールを実施し、380社を訪問いたしました。物流効率化や適正な取引環境に向けた取組みについて協力を要請した他、取適法等の改正法施行の周知も実施いたしました。今般改正された取適法の運用を通じ、公正取引委員会との連携をより一層強化し、適正取引の確保に取り組んで参ります。

今後も、トラック運送事業をより働きやすく、働きがいのある環境とするべく、関係機関と連携しGメンの取組みを進めて参ります。

また、適正原価の設定に向けて、現在、全事業者に対して書面調査を依頼しています。適正原価の設定に必要なデータですので、事業者の皆様におかれましては、2月20日までに提出をお願いいたします。

物流の安定的な維持には、荷主や消費者の意識・行動変容も不可欠です。関東運輸局としても、物流を安定して維持するために、これまでの当たり前の認識を改めていただくよう、荷主や消費者に向けた周知啓発活動を、しっかり取り組んで参ります。そして、申し上げるまでもなく、トラック事業をはじめとした運送事業において、安全安心の確保は最優先の課題です。

この年末年始においても、事業用トラックが関係する重大な事故が発生しました。関東運輸局では、昨年、「関東地域事業用自動車安全施策2025」を策定し、引き続き事故削減に向けて取り組んでいるところであります。会員の事業者の皆様方におかれましては、引き続き、事故防止には万全を期していただけますようお願いいたします。

本協議会につきましても、荷主、トラック事業者、労働組合、行政といった幅広い関係者が集まって議論をいただく大変貴重な場でありますので、委員の皆様様の様々な立場から、取引環境の適正化、長時間労働の抑制に対する幅広い知見をいただければと思っております。是非とも忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○以降 進行は群馬運輸支局 堀越支局長が進行

II. 議題

1. 運送業における労働時間等実態調査の結果について

(事務局)

昨年度の協議会で、改正物流法や時間外上限規制適用後における状況の確認を行うため、コン

サルティング企業を活用し、県内事業者の運賃収受の状況や荷待ち時間等の基礎データの収集を実施する方針を説明させていただきました。調査実施に向けて事務局で打ち合わせを行った結果、令和6年度及び令和7年度の2カ年において、群馬経済研究所様が群馬県トラック協会の会員事業者を通して労働時間等に関する独自のアンケート調査を実施しており、今年度についてはその調査結果を活用させていただけることとなりました。

今後の方針は、議題5「今後の群馬県地方協議会について」にて改めてご説明をさせていただきますが、次年度以降については、コンサルティング企業を活用し、定期的に状況把握を行いたいと考えております。

参考資料1に関しましては、今年度の中央協議会で共有した、デジタコデータを活用したトラックドライバーの拘束時間等に係る実態調査結果となります。その後群馬経済研究所様にご説明いただきます調査結果の資料と併せて参考でご覧いただければと思います。

なお、参考資料1は委員限りの資料となりますので、取り扱いにはご留意いただきますようお願いいたします。

※参考資料1は委員限りの資料のため非公表

(群馬経済研究所)

資料1に基づき説明。

(堀越支局長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容につきまして、何かご質問やご意見等はございますか。

ないようであれば、本日荷主企業様もご出席いただいておりますので、各社の取組みについてご報告をお願いできればと思います。まずサンデン株式会社の狩野様、よろしく願いいたします。

(サンデン株式会社 狩野委員)

弊社も運送会社様と価格交渉を行い、5～10%の値上げを行いました。ある会社は過去に値上げを行っていないことから、30%の値上げ交渉をしてきたところもありましたが、交渉の結果5～10%以内に落ち着いたというところです。

また荷主企業としてトラック事業者と一緒に、積載率の向上、荷待ち時間の短縮に取り組んでいます。弊社はミルクランをやっており、今まで2社使っていましたが、1社に減らし積載率を上げて運送していただいております。荷待ち時間の改善としましては、弊社の敷地内にバースがあり、トラック事業者同士の暗黙ルールなどで荷待ちを斡旋してしまっている部分も考えられるため、バース管理システムの導入の検討を始めております。昨年8月に基幹システムを更新したばかりなので、新たなバース管理システムの導入を今年は持ち越しましたが、引き続き荷待ち時間の削減に取り組んでいきたいと思っております。

また、海上コンテナを運送する際、他社と週1本ラウンド輸送をやっており、今後週2本に増やし、CO2削減やドライバーの負担軽減のために取り組んで参ります。

(堀越支局長)

いろいろな取組みをやっていただいているということで大変心強いです。引き続き、2024年問題の対応についてよろしく願いいたします。

続きまして、株式会社SUBARUの丸野様。昨年、永戸委員様にご出席された際に、ドライバーの自主荷役の廃止についてのご発言をいただきまして、その後の状況や新たな取組みなどがありましたらお願いいたします。

(株式会社SUBARU 丸野委員)

弊社の取組みについて、1点目はドライバー荷役の廃止をご紹介させていただいたかと思いますが、既にもう開始しており、太田にある工場のほか、埼玉の北本工場でもその取組みを導入しております。ドライバーさんには持ってきてもらうだけ、引き取るときには我々が作業をして荷役をするといった、作業をしっかり分離することを始めています。太田の工場では、まだ全てが完了している訳ではなく、段階的に導入している状況ですが、我々としてはしっかり展開し取組みを進めていきたいと考えております。それから、2024年問題の、時間という観点と運賃に係る問題において、市場規模、県内の立ち位置ということを考えると私たちが果たすべき役割というのは大きいということを自覚しておりますし、そういった取組みを積極的に進めていかなければいけないと考えています。その中で、時間という観点では、先ほどの取組みなどによってドライバーさんの拘束時間を減らす、それから完成車を運ぶ際には時間がかかりますが、そういった場合に途中で中継地を設けて長時間労働にならないような取組みを行い、子会社であるスバルロジスティクスと一緒に実態把握をして、どういうルートでどういう運び方をしなければならぬのかを把握しながら適切な時間でコントロールできるように対応しています。

また賃金に関して、荷主として交渉にあたっていかなければいけないということは自覚しており、弊社の法務部もその点は非常に重視をしていて、本部からも対応をするようにという社内の通達も出ています。そのため、しっかり問題把握をしています。それから法規対応という面でも、法への対処をどのようにするかということに関係者へしっかり周知をして対応しています。また燃料費の暫定税率が不当な価格交渉にならないようにという話がありましたが、関係する実務担当への展開を徹底しており、我々が対応していかなければならないということは自覚しております。

今後の法規対応、社会的な要請、みなさんとの協力の中で物流が成立するようにやっていかなければならないということを考えながら荷主として取り組んでいるところです。

(堀越支局長)

丸野様、ありがとうございます。SUBARU様もいろいろな対応をしていただき、ありがとうございます。

ここで、トラック事業者様も出席されておりますので、2024年問題の現状等をご報告いただけますと助かります。

(群馬県トラック協会副会長 谷田川委員)

2024年問題への取組みとして、荷主様と毎月1回のミーティングを実施しております。その中で、社会問題としてニュースなどで取り上げていただいたお陰で、荷主様の方から大丈夫かといった声をかけていただくようなこともあり、交渉も行きやすい環境になったと感じます。

実際に、締め時間を早めていただき、早くピッキングを行うことができるようになり、荷待ち時間も減少しております。着荷主様にも営業からアピールを行い、徐々に改善していただいている状況です。運賃につきましても、値上げ率は5%~10%程かとは思いますが、アンケートの説明の中にもあったとおり、基準となる運賃が早くできると事業者としてありがたいと思います。

(堀越支局長)

ありがとうございます。今般の問題はトラック事業者だけでは解決しない話ですので、トラック事業者さんと荷主さん、消費者の皆さんとサプライチェーン全体で解決していかなければいけない問題だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

2. 事務局の取組みについて

資料2に基づき関東運輸局及び群馬運輸支局より説明。

資料3に基づき群馬労働局より説明。

資料4に基づき群馬県トラック協会より説明。

質疑等なし。

3. 持続可能な物流の確保に向けた荷主団体等への要請について (協議事項)

資料5に基づき事務局より説明。

(サンデン株式会社 狩野委員)

特定事業者の記載で、特定事業者に選定される荷主はある程度の規模感で、法改正に関しても対応していただけるような企業であると感じますが、それをあえて入れる必要性があるかという点をお伺ひしたいと思ひます。

(事務局)

特定事業者に関しては、一定規模の事業者であることはご意見のとおりではございますが、4月から施行する新たな内容として、周知の意味も含め入れさせていただいたところではあります。

(群馬県商工会議所連合会 上山委員)

傘下の会員には、荷主だけではなく物流事業者もおり、両者の立場から国や県に対して要望等を行っております。荷主の要請文に関して、特定事業者の記載についてはサンデンさんの意見もおっしゃる通りであると感じましたが、周知ということで理解いたしましたので、傘下の会員に対して周知徹底を図っていくようお願ひしたいと思ひます。1点お願ひですが、働き方改革の助成金に関して、利用するハードルが非常に高く、中小企業はなかなか踏み込めないと感じます。そのため労働局様の方で、申請にあたっての支援も行っていただくと、連合会としても活用を薦めることができますので、是非お願ひいたします。

(群馬労働局 橋口労働基準部長)

そのようなご意見に関しては、厚生労働本省へお伝えをさせていただきます。

4. 中小受託取引適正化法の概要等について

資料6に関して公正取引委員会より説明。

5. 今後の群馬県地方協議会について

(事務局)

議題1の中でもお話がありました通り、改正物流法や時間外上限規制適用後も物流の効率化を更に加速させるためにも、引き続き状況の確認及び分析を定点的に把握していくとともに、調査結果を基に効果的な周知活動に繋げていくことを考えております。

事務局としましては、当初の計画通り来年度以降はコンサルティング企業を活用し、県内事業者の運賃収受の状況、荷待ち時間等の基礎データの収集を定点的に行いたいと考えております。

また、調査を実施する上で、対象とする輸送分野を選定することも検討しております。

具体的な内容につきましては、事務局に一任いただきまして、早急に内容を検討させていただきたいと存じます

また、取組みの方向性が大きく変更するようなことがありましたら、委員の皆様へご報告をさせていただきます。

Ⅲ. 開会

(群馬県トラック協会 武井委員)

昨日、全日本トラック協会の総務委員会があり、昨年からの法改正に関して、どのように浸透させていくかという点について話がありました。今回のこのような法改正の中で、何が本質なのかということ考えたときに、物流が無くして国民の営みは無し、産業の発展は無し、と基幹産業としての大きな役割を担っていると思います。今までは国土交通省のもとで事業を行ってききましたが、これからは厚生労働省や公正取引委員会、農水省や経産省、また全日本トラック協会としても議論をさせていただいております。このような会議の中で、大きな責任感と重圧感を感じておりますが、この社会を支えている基幹産業としての責任を会員一同へ浸透させていかなければならないし、将来に向けてこの事業を持続可能な形にしていくにはどうしたらよいかということも考えていかなければならないと思います。先ほど少し話がございましたが、中央会さんとも連携しながら人材育成の事業にも携わっていたり、経営の中における社員が辞めていかないための施策に関する勉強会を行っていたりと、協会が中心となり業界を指導していくための取組みを実施しております。お集まりいただきました皆様の益々のご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、本日の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上